

## 平成30年7月豪雨による被災地への対応について

このたびの豪雨災害で被害にあわれた皆様に心からお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

子どもゆめ基金では、当該災害による被害の甚大さに鑑み、平成30年度助成団体に対して、下記による取扱いをいたします。以下をご確認いただき、まずは子どもゆめ基金部助成課までご相談ください。

### 1. 被災を理由とする計画変更等の手続きの簡素化

被災を理由として申請どおりの活動ができなくなった場合の手続きを簡素化します。

- ① 助成活動のすべてを廃止する場合は、通常であれば「計画廃止承認申請書」を提出し、承認申請を行っていただきますが、この提出を不要とします。計画廃止を決定したら、すみやかに当課へ連絡してください。

計画廃止が認められた場合は、参加者の募集に係る経費など、活動の準備等にかかった経費の一部を、実績報告書に基づき交付します。

- ② 計画を変更して実施する場合は、通常であれば、助成活動の目的や規模、分野に変更が生じる場合や助成金額に変更が生じる場合、「計画変更承認申請書」を提出し、承認申請を行っていただきますが、この提出を不要とします。計画変更を決定したらすみやかに当課へ連絡してください。

なお、活動予定期間終了後、30日を経過しても報告書の提出がない場合は、当課からご連絡し、取組状況を確認させていただくことがあります。

### 2. 被災地向け活動への計画変更の柔軟な対応

平成30年度に採択されている活動を被災した子どもたちを対象とした活動へ変更する場合は、計画変更の承認を柔軟に対応します。

事前に、「計画変更承認申請書」を提出し、承認申請を行ってください。

ただし、助成金交付決定額を上限とし、増額は行いません。